

第3章 協議・調整

1 占用協議

水道施設の占用にあたっては、監督員は各管理者と協議・調整や確認を行ったうえで、占用申請を行い、必ず許可を得なければならない。

また、各管理物件と近接して水道施設の設計を行う際に、支障となるおそれがある場合についても、事前に協議を行っておくことが望ましい。

(1) 道路占用

道路用地内を占用する場合、当該道路管理者へ申請し、必ず許可を受けなければならない。

道路区分	管 理 者	協議内容
国 道	國 土 交 通 省 管 轄 (国)	<ul style="list-style-type: none">• 占用位置
	国土交通省管轄外(福岡県)	<ul style="list-style-type: none">• 施工時期• 施工方法
県 道	福 岡 県	<ul style="list-style-type: none">• 舗装復旧条件
市 道	宗像市、福津市	<ul style="list-style-type: none">• 廃止管の処分

(2) 河川占用

布設ルートが河川区域内、河川保安地域内を占用する場合（水管橋、橋梁添架、伏越）や、河川に並行に布設される場合、また、排泥管等の排水設備を設置する場合は、当該河川管理者へ占用の申請を行い、必ず許可を得なければならない。

河川区分	管 理 者	協議内容
一級水系	国土交通省	<ul style="list-style-type: none">• 占用位置• 河川用地の確認
二級水系	福 岡 県	<ul style="list-style-type: none">• 施工方法• 河川水位• 施工時期
単独水系	宗像市、福津市	<ul style="list-style-type: none">• 護岸等復旧条件• 廃止管の処分

(3) 軌道占用

布設ルートが軌道（JR 等）を横断する場合、また、軌道用地内を占用する場合や水道管の布設ルートが軌道と近接する場合においては、軌道管理者に工事の目的、内容を説明するとともに、施工方法、施工時期などについて、事前に協議を行ったうえで占用の申請を行い、必ず許可を得なければならない。

(4) その他の占用

水道管の布設ルートは、公道を占用して埋設するのが一般的であるが、諸条件により、やむを得ず公道以外の用地を占用する場合がある。

この場合、各管理者と事前に占用の協議を行ったうえで占用許可を申請し、必ず許可を得なければならぬ。

公共用地	管理 者	協議内容
公園用地	宗像市、福津市	<ul style="list-style-type: none">• 占用位置• 施工方法• 施工時期• 復旧条件• 廃止管の処分
学校用地	宗像市教育委員会、 福津市教育委員会	
区画整理地	区画整理組合など	
港湾用地	国土交通省、福岡県、 宗像市、福津市	
水道用地	宗像地区事務組合	

2 近接協議

軌道、高速道路などに近接して占用する場合、各管理者との近接協議が必要となる場合がある。

軌道や高速道路などの付近に布設する場合は、各管理者に必ず連絡し、必要に応じて協議を実施しなければならない。

3 占用調整

各道路管理者との占用協議の他に、以下の関係部署との調整が必要である。

(1) 所轄警察署

占用位置決定後、工事時における交通対策等について所轄警察署との調整が必要となる。

(2) 他の地下埋設物管理者

他の地下埋設物に関して、共同して工事を行う必要がある場合や移設を必要とする場合は、施工時期、離隔、高さおよび工事費の負担割合などについて、各地下埋設物管理者との協議・調整が必要である。

(3) 関係部署

占用する路線上に、道路計画（拡幅、電線地中化、バリアフリー、舗装工事等）や下水道計画（合流改善等）などがある場合は、関係部署と施工時期、計画内容および占用位置などについて、協議・調整を行う必要がある。

4 路面復旧協議

水道施設埋設後の路面の復旧方法および復旧範囲については、各道路管理者と協議を行うこと。

5 地元住民との調整

工事の規模や施工箇所などの状況によっては、地元住民（町内会長・自治会長）などの理解を得るために、事前に調整を行うことが必要である。

場合によっては、計画段階から調整を行うことが望ましい。

※ 私道内に要望を受けて水道管を布設する場合、事前に用地境界等を確認したうえで布設ルートを決定すること。

6 占用申請

監督員は占用申請を行うにあたり、各管理者によって申請の方法や提出すべき申請書等の様式が異なるため、事前に申請書等を受理し、その記載内容、担当窓口などを確認しておくことが望ましい。

7 仮配管協議

布設替工事においては原則、仮配管を設けて断水を極力避けるものとする。受注者は、「第5章 仮配管設計のフロー図」に基づき、仮配管の計画図等について、監督員と協議のうえ作成しなければならない。

尚、切替え作業等に伴う断水時間は、20戸半日くらいを目安にする。

8 断水協議

受注者は、断水計画の基となる資料について、監督員と協議のうえ作成しなければならない。

この断水資料作成にあたっては、特に下記の事項にも留意して、進めることが望ましい。

- (1) 断水範囲内の現地調査を必ず実施し、異常等が見つかれば監督員に報告する。
- (2) 断水範囲内において、断水時間を制限される使用者（医療機関、飲食店など）をもれなく把握しておく。
また、直圧給水を行っている施設（マンション、学校、歯科医院など）についても調査を行っておく必要がある。
- (3) 現地断水作業における危険防止（交通量の多い車線や交差点内、見通しの悪い路線での夜間作業など）を考慮し、断水時間、断水回数、交通整理員の有無等を含め、安全に作業ができるように検討すること。